

令和 7 年 度

芦屋市内部統制評価報告書審査意見書

芦 屋 市 監 査 委 員

芦 監 報 第 9 号
令和8年8月21日

芦屋市長
高 島 峻 輔 様

芦屋市監査委員 阿 部 清 司
同 川 島 あゆみ

令和7年度芦屋市内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和7年度芦屋市内部統制評価報告書について、芦屋市監査基準第2条第1項第8号の規定に基づき審査した結果、同基準第8条第4項の規定によりその意見を次のとおり提出する。

令和 7 年度芦屋市内部統制評価報告書審査意見

1 審査の対象

令和 7 年度芦屋市内部統制評価報告書（以下、「内部統制評価報告書」という。）

2 審査の期間

令和 8 年 6 月 5 日から令和 8 年 8 月 18 日まで

3 審査の着眼点

監査委員による内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検討を行った。

4 審査の実施内容

(1) 関係資料の確認

審査に当たっては、芦屋市監査基準に準拠し、総務省の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制評価報告書及び関係資料を確認した。

具体的には、内部統制評価報告書、全庁的な内部統制の評価に関する資料、業務レベルのリスク評価に関する資料、内部統制の不備に関する資料、重大な不備の検討に関する資料、是正措置及び再発防止策に関する資料を確認した。

なお、本審査においては、個別の審査手続として評価部局又は関係部局から説明聴取は行っていない。

(2) 監査等で得られた知見の活用

審査に当たっては、定期監査、決算審査、住民監査請求に係る監査等において得られた知見を必要に応じて参考とし、内部統制評価報告書の記載内容の相当性について検討した。これらの知見は、主に内部統制上留意すべき事項や意見における重点項目を整理する際に活用したものである。

5 審査の結果

内部統制評価報告書について、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

市長は、令和 7 年度を評価対象期間とし、令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、財務に関する事務、文書管理に関する事務及びその他市長が必要と認める事務に係る内部統制について評価を実施している。

全庁的な内部統制については、総務省ガイドラインにおける 6 つの基本的要素に基づき評価が行われ、いずれも不備は認められないとされている。

業務レベルの内部統制については、721件のリスクが設定され、そのうち整備上の不備7件、運用上の不備77件、合計84件の不備が確認されている。内訳は、財務に関する事務が56件、文書管理に関する事務が13件、その他が15件である。

重大な不備の該当性については、内部統制評価部局において、把握された不備の内容、影響の程度、是正措置及び再発防止策の状況等を踏まえ、量的重要性及び質的重要性の観点から検討が行われている。

市長は、その検討結果を踏まえ、重大な不備に該当する事項は認められないとしている。審査において確認した限りでは、把握された不備について必要な是正措置又は再発防止策が整理されており、市長による重大な不備には該当しないとの判断が不相当であるとは認められなかった。

以上のことから、市長による「本市の財務に関する事務、文書管理に関する事務及びその他市長が必要と認める事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されている」との評価結果は、相当であると認められる。

6 意見

審査の結果については以上のとおりであるが、審査の経過等を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

令和7年度の内部統制評価においては、重大な不備は認められないとされているが、業務レベルの内部統制において84件の不備が確認されている。内部統制は、不備の有無を形式的に確認するためのものではなく、各所属が日常業務の中でリスクを認識し、誤りや不適切な事務処理を未然に防止し、又は早期に発見して改善するために、業務に組み込まれる仕組みである。

今後の内部統制の整備及び運用に当たっては、次の事項に留意されたい。

(1) 不備の把握と改善につなげる運用について

本年度、不備件数が増加していることについては、事務処理上の課題がなお存在していることを示す一方で、リスク評価シートの活用が各所属に定着し、不備を把握し報告する意識が高まっている側面もあると考えられる。内部統制制度において重要なのは、不備の件数そのものを過度に問題視することではなく、不備を正確に把握し、原因を分析し、再発防止に結び付けることである。

今後も、職員が不備やリスクを早期に報告しやすい組織風土を維持し、報告された不備を組織全体の改善に活用されたい。また、不備や再発防止策の公表に当たっては、市民及び議会に対する説明責任を果たすことが重要である一方、職員が不備を正直に報告することをためらうような状況を招いてはならない。必要な説明責任を果たしつつ、報告しやすい環境の確保にも留意されたい。

(2) 重大な不備の判断基準と市政への信頼について

重大な不備の判断に当たっては、金額や件数等の量的重要性のみならず、法令等の遵守、住民の権利利益、市政への信頼、議会との信頼関係、個人情報の保護等に与える影響といった質的重要性を十分に考慮する必要がある。

本年度は、重大な不備に該当する事項は認められないとされているが、内部統制上の不備の中には、金額的な影響が限定的であっても、市民生活や市政への信頼に影響を及ぼし得るものがある。このため、重大な不備に該当しないと判断する場合であっても、影響の程度、是正措置の状況、再発防止策等を踏まえ、判断理由や検討内容を説明できるよう整理しておくことが望ましい。

今後も、総務省ガイドラインの趣旨や他団体の運用状況等を参考にしながら、本市の重大な不備の判断基準及び判断過程について継続的に検証し、内部統制評価の客観性及び説明可能性の向上に努められたい。

(3) 学校園への内部統制の導入について

昨年度の審査意見において、学校園の事務については内部統制評価の対象から除かれているため審査を実施していないが、今後は学校園も対象とするよう検討されたい旨の意見を付したところである。

学校園における内部統制については、教育活動の自主性に配慮しつつも、学校徴収金、準公金、預り金、個人情報等の管理については、組織的なリスク管理が必要である。導入に当たっては、教育委員会の自主性及び独立性に配慮し、教育の内容そのものに踏み込むのではなく、重要性の高い分野から段階的に実施する等、学校園及び教育委員会が実務上活用しやすい仕組みとされたい。

(4) 再発防止策の実効性について

本年度把握された不備については、単年度の改善事項として処理するにとどまらず、翌年度以降のリスク評価シート、業務マニュアル、チェックリスト及び研修内容に反映し、同種不備の再発防止につなげられたい。

また、改善策として「周知する」、「複数人で確認する」、「チェックリストを活用する」といった対応を行う場合には、各所属の事務の実情に応じて、確認すべき事項や確認方法を整理し、形式的な対応にとどまらない実効性のある取組とされたい。特に、同種又は類似の不備が複数の所属で発生している場合には、個別所属の対応にとどめることなく、全庁的な課題として整理し、共通する原因の分析及び再発防止策の共有を図られたい。

(5) 総括

内部統制制度は、長の責任の下で整備及び運用されるものであり、職員一人ひとりの日常業務に組み込まれて初めて有効に機能するものである。

本年度の評価において重大な不備は認められないとされているものの、確認された不備を組織全体の改善につなげていくことが重要である。今後も、各所属における自己点検及びリスク評価の精度を高めるとともに、内部統制評価部局による確認及びモニタリングを効果的に実施し、発見された不備を着実に改善することにより、事務の適正な執行と市民から信頼される行政運営の確保に努められたい。

以 上